

平成二十八年政令第三百七十六号

官民データ活用推進戦略会議令

内閣は、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（官民データ活用推進基本法第二十五条第二項第三号に掲げる議員の定数等）

第一条 官民データ活用推進戦略会議議員（以下この条において「議員」という。）のうち、官民データ活用推進基本法第二十五条第二項第三号に掲げる議員の定数は、十人以内とする。

2 前項の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第一項の議員は、再任されることができる。

4 第一項の議員は、非常勤とする。

（官民データ活用推進戦略会議の運営）

第二条 この政令に定めるもののほか、官民データ活用推進戦略会議の運営に関し必要な事項は、官民データ活用推進戦略会議議長が官民データ活用推進戦略会議に諮って定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。